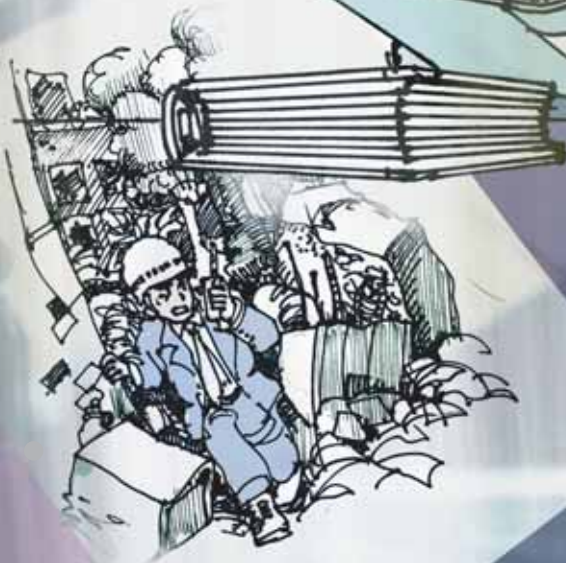


# 大規模高層ビルの防災管理のために 防災管理定期点検報告が 義務化されました (消防法第36条)



平成21年 6月 1日から施行



## ■防災管理業務とは…

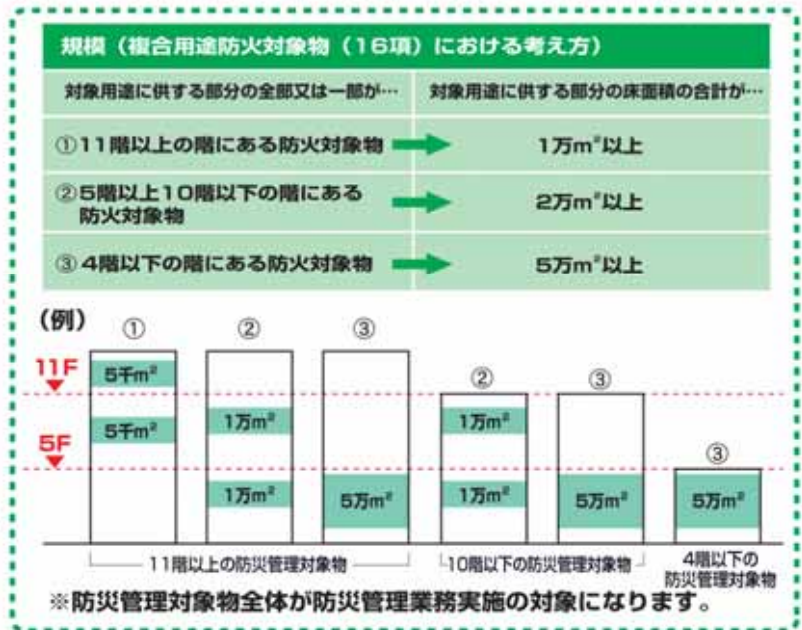
防災管理対象物の全ての管理権原者は、一定の資格を有する者のうちから防災管理者を定め、消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施、その他防災管理上必要な業務を行わせることが義務づけられました(消防法第36条)。

## ■防災管理業務が必要となる建物は…

(消防法施行令第46条)

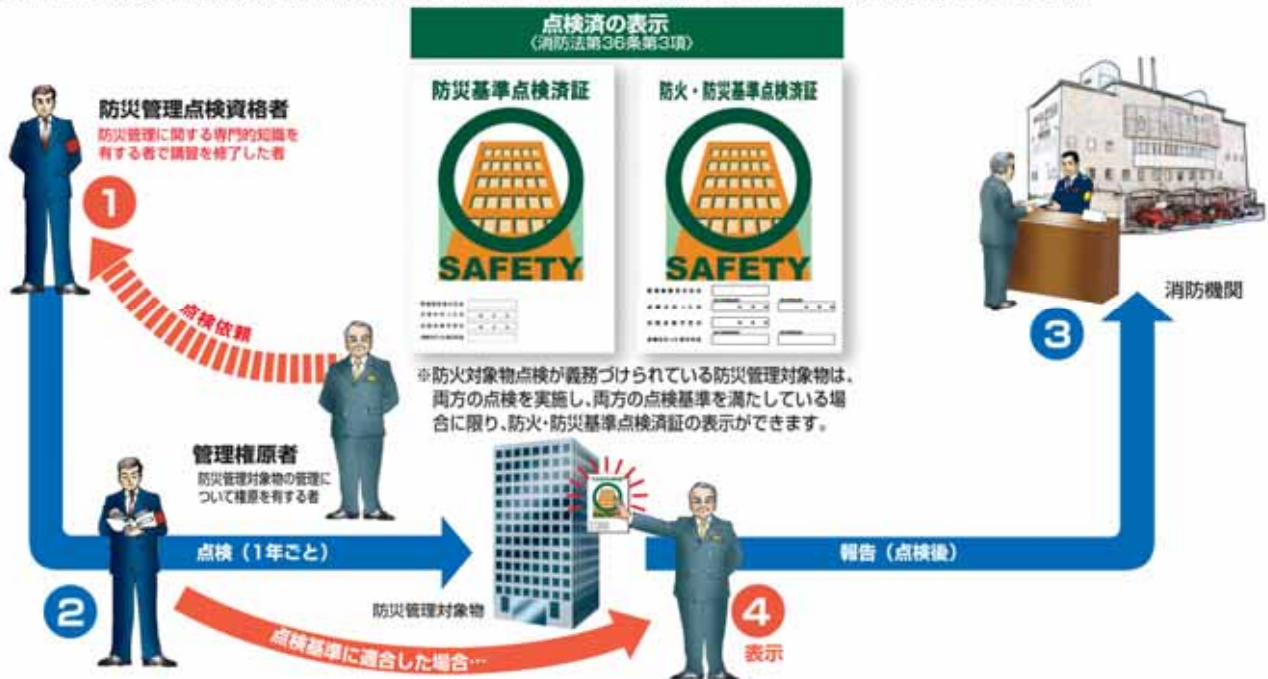
対象用途		規模
劇場等 (1項)	風俗営業店舗等 (2項)	①階数が11以上の 防火対象物 <b>延べ面積 1万m<sup>2</sup>以上</b>
飲食店等 (3項)	百貨店等 (4項)	
ホテル等 (5項イ)	病院・社会福祉施設等 (6項)	
学校等 (7項)	図書館・博物館等 (8項)	②階数が5以上 10以下の 防火対象物 <b>延べ面積 2万m<sup>2</sup>以上</b>
公衆浴場等 (9項)	車両の停車場等 (10項)	
神社・寺院等 (11項)	工場等 (12項)	③階数が4以下の 防火対象物 <b>延べ面積 5万m<sup>2</sup>以上</b>
駐車場等 (13項イ)	その他の事業場等 (15項)	
文化財である建築物 (17項)		
地下街 (16項の2)		<b>延べ面積 1,000m<sup>2</sup>以上</b>

※共同住宅 (5項ロ)、格納庫等 (13項ロ)、倉庫 (14項) は含まれない。



## ■防災管理定期点検報告とは…

防災管理対象物の全ての**管理権原者**は、防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務等について毎年1回定期的に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられました(消防法第36条)。



### 防災管理点検資格者講習

防災管理点検資格者になるには、総務大臣の登録講習機関である財団法人日本消防設備安全センターが実施する「防災管理点検資格者講習」を受講し、免状の交付を受けることが必要です。  
\*受講資格、講習日程、受講申込方法については、財団法人日本消防設備安全センターのホームページ(<http://www.fesc.or.jp>)をご覧ください。



財団法人 日本消防設備安全センター  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館

※詳しくは、お近くの消防署にお問い合わせください。